

熊本市本荘六丁目17番21号  
株式会社九電工熊本支店

### 熊本県公告第225号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	大蘇	平成4年3月27日	平成15年10月16日	熊本県

### 熊本県公告第226号

天草郡苓北町苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。  
平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	福 田 興 吉	天草郡苓北町志岐1355番地2
就任 監事	山 口 建 雄	天草郡苓北町白木尾274番地2

### 登載依頼

### 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第2号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月25日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会 会長

- 1 開催日時  
平成17年3月25日（金）  
午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所  
さつき園ラヴィータ  
山鹿市古閑1074-1 電話（0968）43-5155
- 3 議題
  - (1) 熊本県保健医療計画（第4次）における当管内の病床整備について
    - ア 当管内における病床の現状について
    - イ 当管内における病床整備について
  - (2) 報告事項等
    - ア 平成16年度における救急医療専門部会（兼鹿本地域健康危機管理推進会議）の実施報告
    - イ 保健所における健康診断業務の廃止について 等
  - (3) 山鹿・植木地域の保健医療に関する意見交換
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務企画課）  
山鹿市山鹿465-2  
電話（0968）44-4121

### 熊本県教育委員会公告第73号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年3月25日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時  
平成17年4月5日（火）午後2時00分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
  - (1) 熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について
  - (2) 熊本県育英資金貸与規則の一部改正について
  - (3) 平成17年度熊本県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
  - (4) 文化財保護法の一部改正に伴う関係規則の整理について
  - (5) 熊本県教職員等健康審査会委員の委嘱について
  - (6) 教職員像策定について
  - (7) 当初予算概要について
  - (8) 熊本県県立高等学校教育整備推進協議会第3回会議について
  - (9) 平成17年度熊本県立特殊教育諸学校高等部入学者選抜検査結果について
  - (10) 平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜結果について
  - (11) その他
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時30分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
  - (2) 午後1時50分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時50分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
  - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件  
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班  
(電話 096 - 383 - 1111 内線 6616)

熊本県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

**熊本県労働委員会規則第1号**

熊本県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則  
熊本県労働委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

